

令和5年度決算に係る健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

令和6年8月

尼崎市監査委員

尼 監 報 告 第 6 号

令 和 6 年 8 月 26 日

尼 崎 市 長

松 本 眞 様

尼 崎 市 監 査 委 員 村 上 卓 史

同 藤 川 千 代

同 蛭 子 秀 一

同 綿 瀬 和 人

令 和 5 年 度 決 算 に 係 る 健 全 化 判 断 比 率 及 び 資 金 不 足 比 率 の 審 査 意 見 に つ い て

地 方 公 共 団 体 の 財 政 の 健 全 化 に 関 す る 法 律 第 3 条 第 1 項 及 び 第 22 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、令 和 5 年 度 決 算 に 係 る 健 全 化 判 断 比 率 及 び 資 金 不 足 比 率 並 び に そ の 算 定 の 基 礎 と な る 事 項 を 記 載 し た 書 類 の 審 査 を 行 っ た の で、次 の と お り 意 見 を 提 出 し ま す。

目 次

第1	審査の概要	9
1	審査の対象	9
2	審査の期間	9
3	審査の着眼点と主な実施内容	10
第2	審査の結果及び意見	10
1	審査の結果	10
(1)	健全化判断比率	10
(2)	資金不足比率	10
2	健全化判断比率等の状況	11
(1)	実質赤字比率について	11
(2)	連結実質赤字比率について	11
(3)	実質公債費比率について	12
(4)	将来負担比率について	13
(5)	資金不足比率について	15
3	類似都市等と比較した健全化判断比率等の状況	16
(1)	実質赤字比率	16
(2)	連結実質赤字比率	16
(3)	実質赤字比率と連結実質赤字比率の相関関係	17
(4)	実質公債費比率	18
(5)	将来負担比率	18
(6)	実質公債費比率と将来負担比率の相関関係	19
(7)	地方債の現在高	20
(8)	令和4年度決算の将来負担比率における純負担額の状況	21
4	総括	22
(1)	今回の算定結果について	22
(2)	令和5年度の状況	22
(3)	まとめ	23

<参考資料>

1 健全化判断比率及び資金不足比率の算定式	26
(1) 健全化判断比率の算定式	26
(2) 資金不足比率の算定式	31
2 類似都市の財政指標等	34
(1) 財政指標等（令和4年度決算数値）	34
(2) 将来負担額等（令和4年度決算数値）	35
(3) 健全化判断比率等の推移（規模補正後の類似都市平均との比較）	36
3 用語説明	37

凡 例

- 1 各表中・グラフ中で用いる数値は、原則として表示単位未満を四捨五入している。
 なお、健全化判断比率及び資金不足比率については、国の算定基準に基づき表示単位未満を切り捨てている。
- 2 文中で用いる数値は、原則として表示単位未満を四捨五入している。
- 3 各表中・グラフ中で用いる符号の用法は次のとおりである。

符 号	用 法
△	減又はマイナス
-	該当数値のないもの（該当数値が0のものを含む）
0.0	表中：比率で表示単位未満の数値があるもの グラフ中：表示単位未満の数値があるもの又は該当数値が0のもの
0	表中：①増減・比率計算の結果、数値が0のもの ②比率以外で表示単位未満の数値があるもの グラフ中：表示単位未満の数値があるもの又は該当数値が0のもの
***	前年度・当年度の数値の一方がマイナスの場合における対前年度増減率

- 4 各表中の対前年度増減（額）及び比率は、原則として表示単位未満を四捨五入した後の数値を用いて算出しているため、表ごとで表示単位が異なることにより対前年度増減（額）及び比率が一致しない場合がある。
- 5 各表中の総数と内訳の計が一致しない場合があるが、これは表示単位未満を四捨五入したことによるものである。
- 6 年度表記において元号を省略している場合があるが、「元年度から5年度」の元号は「令和」、それ以外は「平成」である。
- 7 類似都市とは、中核市62市（令和4年4月1日現在）のうち、関西圏の中核市で、人口が近く（本市との差が概ね10万人以内）、県庁所在地を除く都市から抽出した7市（豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、東大阪市、姫路市、西宮市）である。

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和5年度の一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算（以下「令和5年度決算」という。）に係る「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「財政健全化法」という。）第3条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）、財政健全化法第22条で定める資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

なお、各比率の対象となる会計は次表のとおりである。

令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計

区分・会計名等			健全化判断比率等			
一 般 会 計 等	一 般 会 計		実質赤字比率	連結 実質 赤字 比率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率
	特 別 会 計	育英事業費会計				
		公共用地先行取得事業費会計				
		公害病認定患者救済事業費会計				
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会計				
	公 営 事 業 会 計	国民健康保険事業費会計	資金不足比率			
		介護保険事業費会計				
		後期高齢者医療事業費会計				
		法適用				
	公 営 企 業 会 計	工業用水道事業会計	資金不足比率			
下水道事業会計						
モーターボート競走事業会計						
法 非 適 用	地方卸売市場事業費会計(市場事業)	資金不足比率				
	一部事務組 合、広域連合		阪神水道企業団			
地 方 公 社 第 三 セ ク タ ー 等	兵庫 競馬組合	資金不足比率				
	兵庫 後期高齢者医療広域連合					
地 方 公 社 第 三 セ ク タ ー 等	(社福) 阪神福祉事業団 (損失補償)	資金不足比率				
	兵庫 信用保証協会 (損失補償)					

注：法適用企業：地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業

法非適用企業：地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの

2 審査の期間

令和6年7月8日から8月7日まで

3 審査の着眼点と主な実施内容

審査に付された令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを確認するために、算定の基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同付属書類等を照合した。

また、各種指標の年度推移を確認するとともに財政運営方針の財政規律・財政目標等に留意し、一般会計等及び公営事業会計の財政運営等が健全に行われているかの確認を行った。

なお、審査に当たっては尼崎市監査基準に準拠して実施しており、また関係職員に説明を求めたほか、決算審査等の結果も参考にした。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率は関係法令に準拠して算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数も決算書等の計数と符合し、いずれも適正であると認められた。

(1) 健全化判断比率

(単位：％・ポイント)

	令和3年度	令和4年度 ①	令和5年度 ②	増 減 ②－①	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	— (△ 2.66)	— (△ 2.20)	— (△ 2.15)	— (0.05)	11.25	20.00
連結実質赤字比率	— (△ 41.84)	— (△ 47.40)	— (△ 47.83)	— (△ 0.43)	16.25	30.00
実質公債費比率	9.7	8.5	8.1	△ 0.4	25.0	35.0
将来負担比率	36.3	19.5	2.8	△ 16.7	350.0	

注1：実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額が無い場合は「—」で表示される。
2：()内の数値は、黒字額を負数で表示した場合の比率である。

(2) 資金不足比率

(単位：％・ポイント)

	会 計 名	令和3年度	令和4年度 ①	令和5年度 ②	増 減 ②－①	経営健全化 基準
法 適 用 企 業	水道事業会計	—	—	—	—	20.0
	工業用水道事業会計	—	—	—	—	20.0
	下水道事業会計	—	—	—	—	20.0
	モーターボート競走事業会計	—	—	—	—	20.0
法非適用 企業	地方卸売市場事業費会計	—	—	—	—	20.0

注：資金不足比率については、資金不足額がない場合は「—」で表示される。

2 健全化判断比率等の状況

(1) 実質赤字比率について

令和5年度の一般会計等の実質収支額は23億9百万円の黒字で、実質赤字額がないことから実質赤字比率は「－」で表示される。

実質赤字比率を算定上の数値で示すと令和5年度は△2.15%であり、前年度に比べ0.05ポイント上昇（悪化）している。

実質収支額 (単位：百万円・%・ポイント)

項 目	令和3年度	令和4年度 ①	令和5年度 ②	増 減 ②－①	増減率
歳入総額 ①	230,541	227,355	227,263	△ 92	△ 0.0
歳出総額 ②	227,038	224,300	224,202	△ 98	△ 0.0
歳入歳出差引額 ③＝①－②	3,503	3,055	3,061	6	0.2
翌年度に繰り越すべき財源 ④	644	740	752	12	1.6
一般会計等実質収支額③－④＝A	2,859	2,315	2,309	△ 6	△ 0.3
標準財政規模 B	107,478	104,977	107,016	2,040	1.9
実質赤字比率 (算定上の比率 A/B×100)	－ (△ 2.66)	－ (△ 2.20)	－ (△ 2.15)	－ (0.05)	

注1：歳入総額及び歳出総額については、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計額である。

2：()内の数値は、黒字額を負数で表示した場合の比率である。

(2) 連結実質赤字比率について

令和5年度の一般会計等及び公営事業会計を連結ベースで算定した連結実質収支額は511億91百万円の黒字で、連結実質赤字比率は「－」で表示される。

連結実質赤字比率を算定上の数値で示すと令和5年度は△47.83%であり、前年度に比べ0.43ポイント低下（改善）している。

連結実質収支額は一般会計等の実質収支額に国民健康保険事業費会計等の3つの特別会計の実質収支額を加え、更に法適用及び法非適用公営企業会計の資金剰余（不足）額を加えた算定結果である。

連結実質収支額 (単位：百万円・%・ポイント)

項 目	令和3年度	令和4年度 ①	令和5年度 ②	増 減 ②－①	増減率
一般会計等	2,859	2,315	2,309	△ 6	△ 0.3
一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計以外の会計	1,350	1,099	795	△ 304	△ 27.7
実質収支額 A	4,209	3,413	3,104	△ 309	△ 9.1
法適用公営企業会計	40,636	46,216	47,977	1,761	3.8
法非適用公営企業会計	125	135	110	△ 25	△ 18.5
資金剰余額 B	40,761	46,351	48,087	1,736	3.7
連結実質収支額 A+B	44,970	49,765	51,191	1,426	2.9
標準財政規模 C	107,478	104,977	107,016	2,040	1.9
連結実質赤字比率 (算定上の比率 (A+B)/C×100)	－ (△ 41.84)	－ (△ 47.40)	－ (△ 47.83)	－ (△ 0.43)	

注：()内の数値は、黒字額を負数で表示した場合の比率である。

令和5年度の連結実質収支額は前年度に比べ14億26百万円（2.9%）増加（改善）している。これは法適用公営企業会計の資金剰余額が17億61百万円増（下水道事業会計15億21百万円、工業用水道事業会計2億7百万円の増等）となったことなどによる。

(3) 実質公債費比率について

令和3年度から5年度までの3か年平均である5年度の実質公債費比率は前年度から0.4ポイント低下（改善）し、8.1%となった。

これは令和5年度の単年度の実質公債費比率（8.6%）が2年度の単年度の比率（9.8%）を下回ったことによるもの（※実質公債費比率は実質公債費比率（単年度）の直近3か年の平均値で算定されるため）である。

なお、実質公債費比率は平成28年度（13.9%）をピークに7年連続で低下している。

実質公債費比率の状況

実質公債費比率 (3か年平均)		【参考】実質公債費比率 (単年度)	
	令和5年度	令和5年度	8.6%
令和4年度 8.5%	8.1%	令和4年度	8.2%
		令和3年度	7.6%
		令和2年度	9.8%

注：実質公債費比率は、実質公債費比率（単年度）の直近3か年の平均値で算定する。

次に、令和5年度の単年度の実質公債費比率をみると、前年度から0.4ポイント上昇（悪化）し8.6%となった。

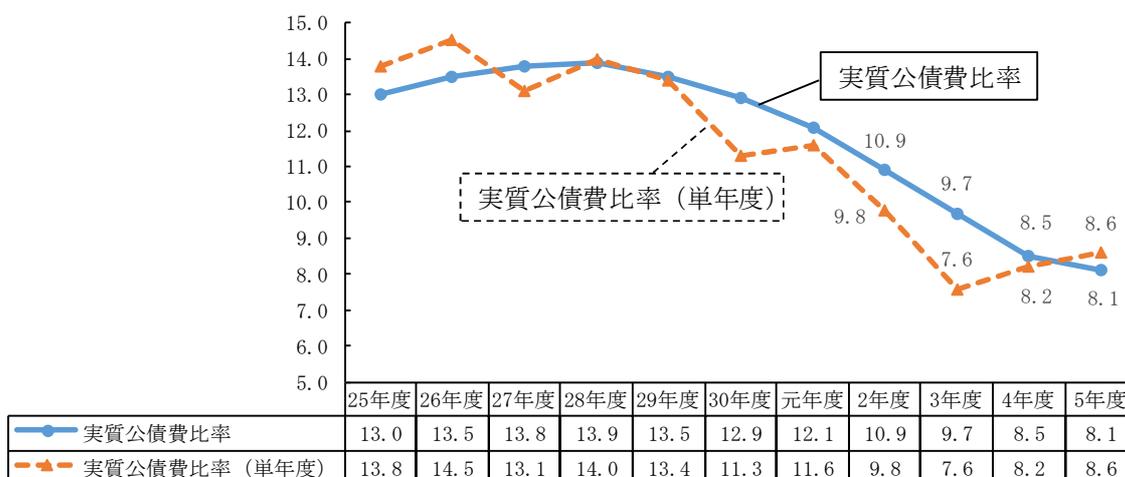
これは主として、前年度に比べ分子のプラス要素である下水道事業会計への操出金（地方債元利償還分）が減となったことなどにより準元利償還金（B）が4億64百万円減少したものの、都市計画事業費の増により公債費への充当可能な都市計画税の額が減となったことで、分子のマイナス要素である特定財源（C）が3億56百万円減少したことや、基準財政需要額に算入される東日本大震災全国緊急防災施策債償還費が減となったことなどにより一般会計等に係る算入公債費等（D）が6億31百万円減少したことによる。

実質公債費比率（単年度）

（単位：百万円・%・ポイント）

項 目	令和3年度	令和4年度 ①	令和5年度 ②	増 減 ②－①	増減率
地方債の元利償還金 A	22,125	22,380	22,474	94	0.4
準元利償還金 B	2,903	2,864	2,400	△464	△16.2
特定財源 C	6,041	6,038	5,682	△356	△5.9
算入公債費等 D	11,678	11,542	10,911	△631	△5.5
標準財政規模 E	107,478	104,977	107,016	2,040	1.9
実質公債費比率（単年度） $\frac{(A+B)-(C+D)}{(E-D)} \times 100$	7.6	8.2	8.6	0.4	

実質公債費比率及び実質公債費比率（単年度）の推移



標準財政規模

(単位：百万円・%)

項 目	令和3年度	令和4年度 ①	令和5年度 ②	増 減 ②-①	増減率
標準税収入額等	81,889	85,487	88,121	2,634	3.1
普通交付税	15,817	15,471	16,458	987	6.4
臨時財政対策債発行可能額	9,771	4,018	2,437	△ 1,581	△ 39.3
合 計	107,478	104,977	107,016	2,040	1.9

(4) 将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は前年度から16.7ポイント低下（改善）し、2.8%となった。

これは主として市債の定時償還が進んだことのほか、早期償還¹を7億85百万円実施したことなどにより、前年度に比べ地方債の現在高が162億51百万円減となったことや充当可能基金が68億23百万円増となったことなどから、算定の分子である純負担額が155億14百万円減少したことによる。

将来負担比率

(単位：百万円・%・ポイント)

項 目	令和3年度	令和4年度 ①	令和5年度 ②	増 減 ②-①	増減率
将来負担額 A	258,855	241,404	224,603	△ 16,801	△ 7.0
地方債の現在高	210,604	193,639	177,388	△ 16,251	△ 8.4
債務負担行為に基づく支出予定額	1,495	1,179	885	△ 294	△ 24.9
公営企業債等繰入見込額	27,767	27,678	26,875	△ 803	△ 2.9
組合負担等見込額	23	11	10	△ 1	△ 9.1
退職手当負担見込額	18,784	18,725	19,285	560	3.0
設立法人の負債額等負担見込額	182	171	160	△ 11	△ 6.4
充当可能財源等 B	224,024	223,120	221,833	△ 1,287	△ 0.6
充当可能基金	41,909	48,922	55,745	6,823	13.9
充当可能特定歳入	39,712	35,157	31,349	△ 3,808	△ 10.8
基準財政需要額算入見込額	142,403	139,041	134,739	△ 4,302	△ 3.1
標準財政規模 C	107,478	104,977	107,016	2,040	1.9
算入公債費等 D	11,678	11,542	10,911	△ 631	△ 5.5
分子（純負担額）A-B	34,830	18,284	2,770	△ 15,514	△ 84.9
分母 C-D	95,800	93,434	96,105	2,671	
将来負担比率 (A-B) / (C-D) × 100	36.3	19.5	2.8	△ 16.7	

注：地方債の現在高は一般会計、特別会計（公共用地先行取得事業費、母子父子寡婦福祉資金貸付事業費）の合計額

¹ 早期償還：借換債の発行を前提としたバルーン（テールヘビー）償還分について、借換債を発行しない繰上償還のこと

<参考> 早期償還額

(単位：百万円)

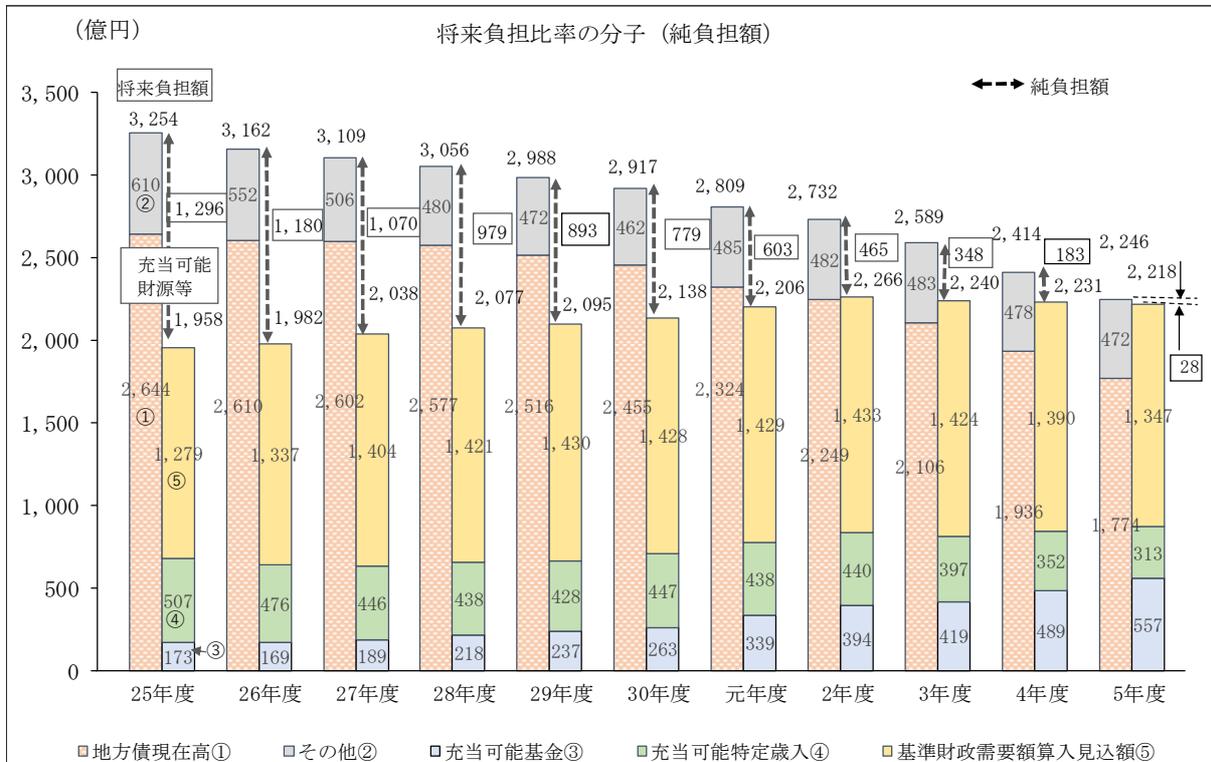
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
退職手当債	2,320	3,647	140	1,127	-	-	7,234
行政改革推進債等	-	513	860	1,164	530	66	3,133
その他	-	-	1,750	3,600	988	719	7,057
計	2,320	4,160	2,750	5,891	1,518	785	17,424
財源	(減債基金)	600	2,360	-	1,251	-	4,211
	(一般財源)	1,720	1,800	2,750	4,640	1,518	13,213

<参考> 充当可能財源等

(単位：百万円)

		令和4年度	令和5年度	増減	
充当可能基金	財政調整基金	11,732	13,144	1,412	6,823
	減債基金	13,745	15,474	1,729	
	公共施設整備保全基金	11,424	15,051	3,627	
	その他	12,021	12,076	55	
充当可能特定歳入	都市計画税	20,260	17,102	△ 3,158	△ 3,808
	その他	14,897	14,247	△ 650	
基準財政需要額 算入見込額	臨時財政対策債償還費	88,826	84,334	△ 4,492	△ 4,302
	東日本大震災全国緊急 防災施策等債償還費	15,499	16,359	860	
	公害防止事業債償還費	13,408	12,446	△ 962	
	その他	21,309	21,600	291	
	計	223,120	221,833	△ 1,287	

<参考> 平成25年度から令和5年度までの将来負担比率の分子及び分母の推移



注：その他②は、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額等である。

(5) 資金不足比率について

令和5年度の法適用及び法非適用公営企業各会計の資金剰余（不足）額は次表のとおりで、全ての会計で資金不足が生じていないことから「－」表示となる。

各会計の資金剰余（不足）額 (単位：百万円・%)

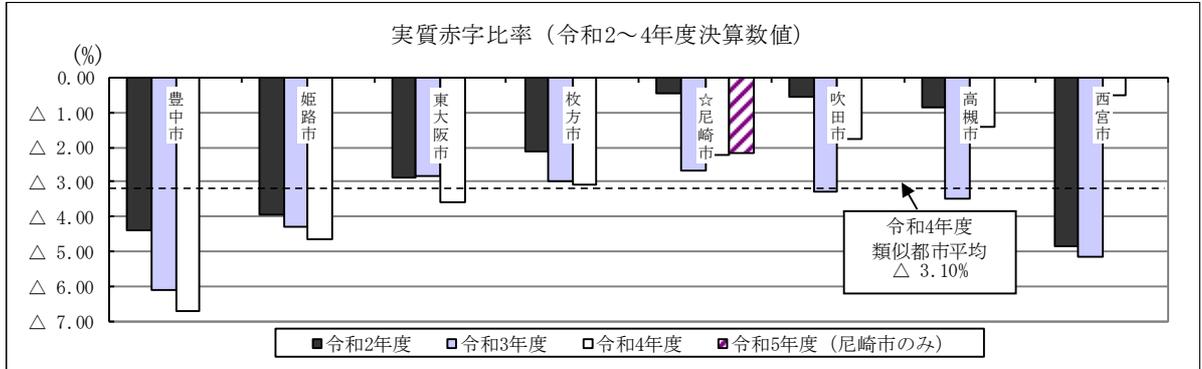
会 計 名	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	資金剰余 (不足)額	事業 規模	資金不 足比率	資金剰余 (不足)額	事業 規模	資金不 足比率	資金剰余 (不足)額	事業 規模	資金不 足比率
水 道 事 業 会 計	8,637	8,821	－	9,045	8,010	－	9,151	8,657	－
工 業 用 水 道 事 業 会 計	8,068	1,354	－	8,419	1,421	－	8,625	1,402	－
下 水 道 事 業 会 計	14,582	9,739	－	17,427	9,275	－	18,947	9,876	－
モーターボート競走事業会計	9,349	58,260	－	11,326	68,586	－	11,253	60,647	－
地方卸売市場事業費会計	125	247	－	135	288	－	110	261	－

注：資金不足比率＝資金不足額÷事業規模×100

3 類似都市等と比較した健全化判断比率等の状況

(1) 実質赤字比率

本市と類似都市の令和4年度決算数値を比較すると、本市の実質赤字比率（△2.20%）は、8市中で4番目に高い（悪い）。（平均値：△3.10%）



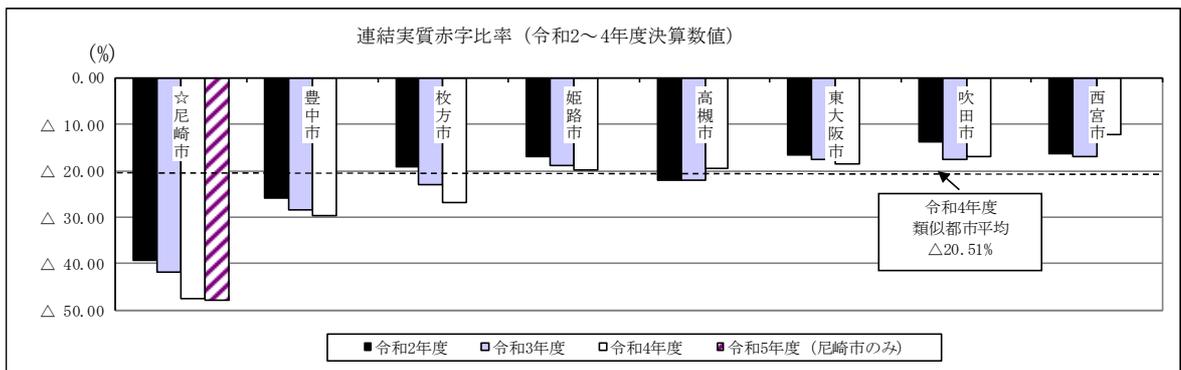
(単位：%)

年度	豊中市	姫路市	東大阪市	枚方市	尼崎市	吹田市	高槻市	西宮市
令和2年度	△ 4.38	△ 3.95	△ 2.87	△ 2.12	△ 0.44	△ 0.57	△ 0.88	△ 4.85
令和3年度	△ 6.12	△ 4.31	△ 2.84	△ 2.97	△ 2.66	△ 3.29	△ 3.46	△ 5.13
令和4年度	△ 6.73	△ 4.65	△ 3.61	△ 3.07	△ 2.20	△ 1.75	△ 1.41	△ 0.51
令和5年度					△ 2.15			

注：尼崎市については、令和5年度決算数値も表示している。（以下のグラフにおいても同じ。）

(2) 連結実質赤字比率

本市と類似都市の令和4年度決算数値を比較すると、本市の連結実質赤字比率（△47.40%）は、8市中で最も低い（良い）。（平均値：△20.51%）

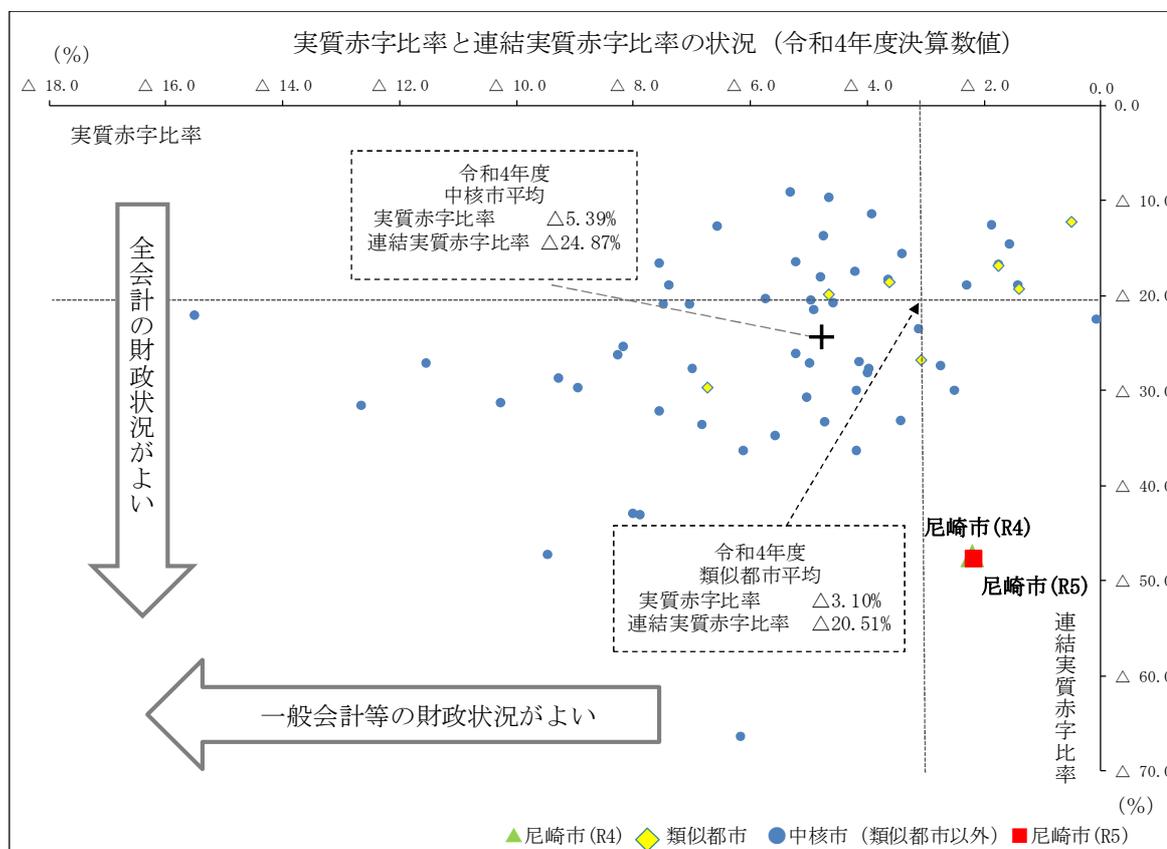


(単位：%)

年度	尼崎市	豊中市	枚方市	姫路市	高槻市	東大阪市	吹田市	西宮市
令和2年度	△ 39.36	△ 25.80	△ 19.03	△ 17.09	△ 22.10	△ 16.77	△ 13.63	△ 16.25
令和3年度	△ 41.84	△ 28.56	△ 22.98	△ 18.72	△ 22.20	△ 17.51	△ 17.51	△ 16.96
令和4年度	△ 47.40	△ 29.74	△ 26.77	△ 19.92	△ 19.37	△ 18.62	△ 16.92	△ 12.24
令和5年度	△ 47.83							

(3) 実質赤字比率と連結実質赤字比率の相関関係

財政運営の状況をみる指標として、実質赤字比率と連結実質赤字比率について、類似都市及び中核市と本市の数値をグラフで表すと次のとおりとなる。



注：中核市平均は、尼崎市を除いて算出。

横軸は実質赤字比率、縦軸は連結実質赤字比率を示している。両比率とも赤字額が生じていない場合マイナス（△）で表示され、マイナスの数値が大きいほど財政状況が良好な状態を表す。したがって左下にいくほど実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに標準財政規模に対する黒字の割合が大きい（良い）ことを示している。

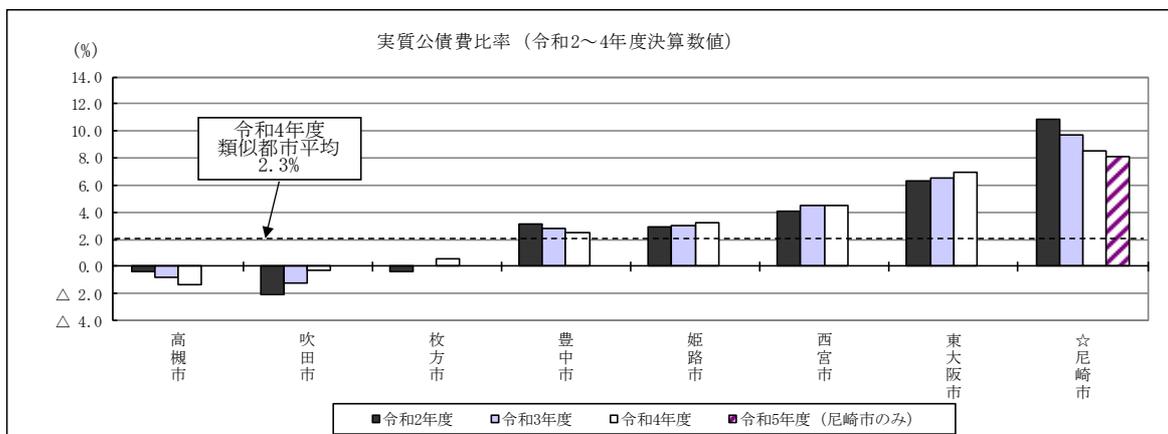
また、類似都市の平均値を点線で示しており、この点線が交わる位置より右上のゾーンは一般会計等の実質赤字比率と公営企業会計等を連結した連結実質赤字比率のどちらもが類似都市平均値より高いことを示しており、取組状況に問題があることも考えられる。

本市は、類似都市平均と比較すると実質赤字比率が高く（悪い）、連結実質赤字比率が低い（良い）状況にあり、両比率とも令和5年度は令和4年度とほぼ同位置にある。また、連結実質赤字比率は法適用公営企業会計の資金剰余の額が大きいことから、類似都市の中で最も低い（良い）位置にある。

なお、類似都市平均は中核市平均と比べ実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに高く、グラフにおいて中核市平均の右上に位置している。

(4) 実質公債費比率

本市と類似都市の令和4年度決算数値を比較すると、本市の実質公債費比率(8.5%)は年々低下(改善)しているものの8市中で最も高い(悪い)。(平均値:2.3%)

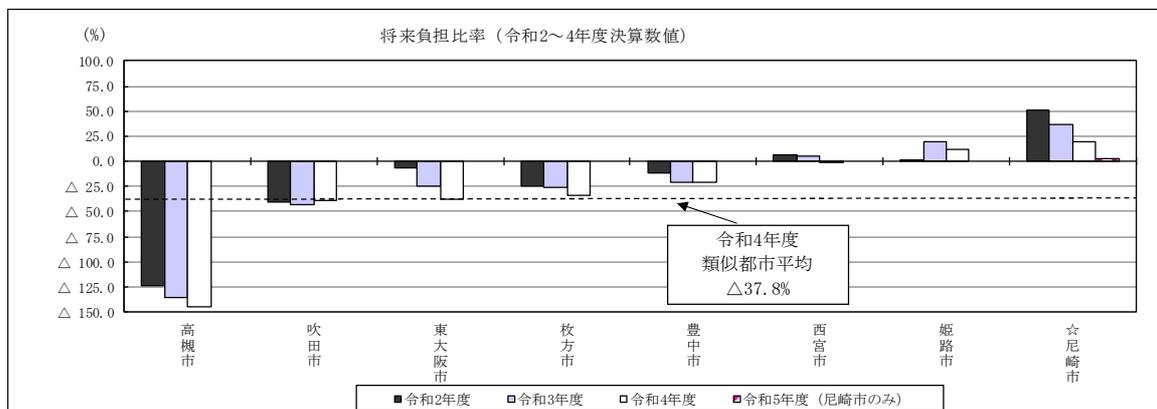


(単位: %)

年度	高槻市	吹田市	枚方市	豊中市	姫路市	西宮市	東大阪市	☆尼崎市
令和2年度	△0.4	△2.1	△0.4	3.1	2.9	4.1	6.3	10.9
令和3年度	△0.8	△1.2	0.0	2.8	3.0	4.5	6.5	9.7
令和4年度	△1.3	△0.3	0.6	2.5	3.2	4.5	6.9	8.5
令和5年度								8.1

(5) 将来負担比率

本市と類似都市の令和4年度決算数値を比較すると、本市の将来負担比率(19.5%)は年々低下(改善)しているものの、8市中で最も高い(悪い)状況にあり、平均値(△37.8%)との差は57.3ポイントとなっている。



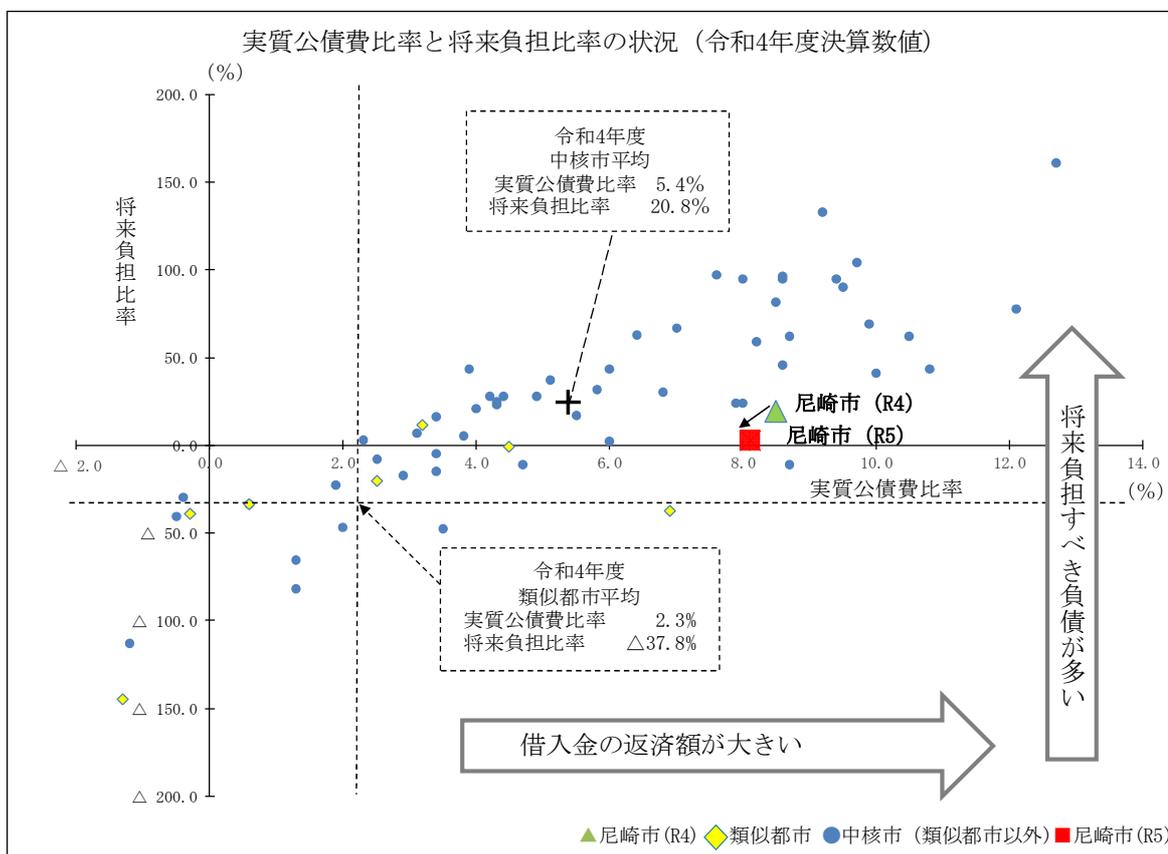
(単位: %)

年度	高槻市	吹田市	東大阪市	枚方市	豊中市	西宮市	姫路市	☆尼崎市
令和2年度	△123.9	△40.0	△6.3	△25.1	△11.8	6.3	0.9	51.4
令和3年度	△135.7	△42.4	△24.4	△25.9	△20.5	4.7	19.1	36.3
令和4年度	△145.1	△38.8	△37.6	△33.5	△20.3	△0.6	11.6	19.5
令和5年度								2.8

(6) 実質公債費比率と将来負担比率の相関関係

実質公債費比率と将来負担比率の共通の算定要素である市債については、元金償還が始まれば市債残高の減少に伴い将来負担比率を低下（改善）させ、実質公債費比率を上昇（悪化）させる要因となるなど、両比率は相互に関連している。

こうした両比率の関連性を踏まえ、類似都市及び中核市と本市の数値をグラフで表すと次のとおりとなる。



注：中核市平均は、尼崎市を除いて算出。

借入金の毎年度の返済額の大きさを示す実質公債費比率を横軸に、将来負担すべき実質的な負債全体の大きさを示す将来負担比率を縦軸に置いて比較した。

類似都市の令和4年度の平均値を点線で示しており、この点線が交わる位置より右上のゾーンは、類似都市の中で借入金の返済額が大きく、かつ将来負担すべき負債も大きい。

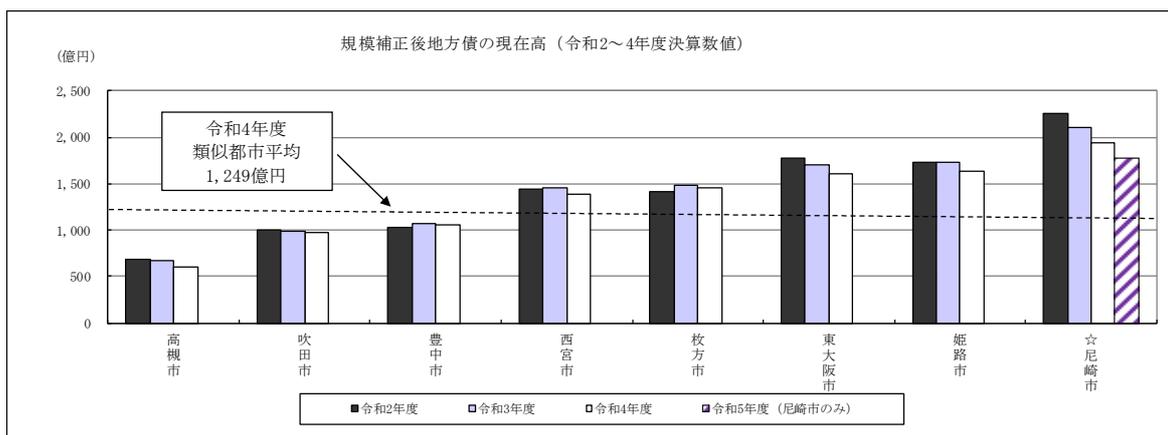
本市は右上のゾーンに位置しており、返済額が大きい上に将来負担すべき負債も類似都市に比べ大きい、実質公債費比率、将来負担比率ともに類似都市平均に近づいてきており改善が進んでいる。

なお、類似都市平均は中核市平均と比べ実質公債費比率、将来負担比率ともに低く、グラフにおいて中核市平均の左下に位置している。

(7) 地方債の現在高

本市と類似都市における地方債の現在高を令和4年度で比較すると、本市（1,936億円）は前年度より減少しているものの8市中で最も多く、類似都市平均の約1.6倍となっている。（類似都市平均：1,249億円）

なお、類似都市と比較する場合は、財政規模に違いがあるため、類似都市の財政規模を本市の財政規模に補正する係数を標準財政規模を用いて求め、各数値にこの係数を乗じた数値により比較している。（以下「規模補正」という場合は同様の補正を行っている。）

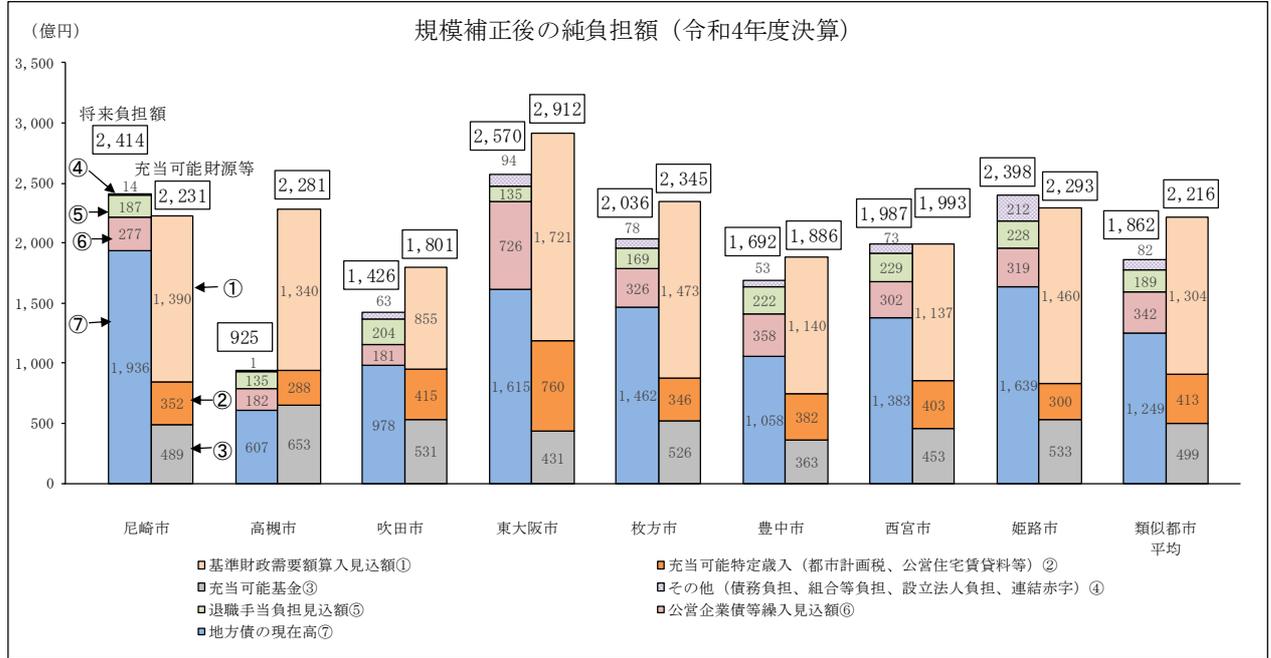


(単位：億円)

年 度	高槻市	吹田市	豊中市	西宮市	枚方市	東大阪市	姫路市	尼崎市
令和2年度	688	1,009	1,027	1,443	1,421	1,776	1,731	2,249
令和3年度	665	992	1,073	1,452	1,481	1,711	1,735	2,106
令和4年度	607	978	1,058	1,383	1,462	1,615	1,639	1,936
令和5年度								1,774

(8) 令和4年度決算の将来負担比率における純負担額の状況

将来負担額と充当可能財源等及びそれらの差し引きとなる純負担額を、類似都市と規模補正した数値で比較すると次のとおりとなる。



	尼崎市	高槻市	吹田市	東大阪市	枚方市	豊中市	西宮市	姫路市	類似都市平均
純負担額 (億円)	183	△ 1,356	△ 375	△ 342	△ 309	△ 194	△ 6	106	△ 354
充当可能割合	92%	247%	126%	113%	115%	111%	100%	96%	119%
基準財政需要額算入見込額 地方債の現在高	72%	221%	87%	107%	101%	108%	82%	89%	104%

各市の左側の棒グラフが将来負担額を右側が充当可能財源等を示しており、本市の将来負担額 (2,414億円) は類似都市と比べ8市中2番目と多いが、対応する充当可能財源等 (2,231億円) は8市中5番目で、類似都市平均 (2,216億円) と同程度である。その結果、本市の純負担額は183億円と8市中で最も多くなっている。

また、将来負担額に対する充当可能財源等の充当可能割合は本市が92%、類似都市平均は119%と本市の方が低い、その主たる要因は将来負担額である地方債の現在高の多さに比べ充当可能財源である基準財政需要額算入見込額が少ないことにある (本市の地方債の現在高に対する基準財政需要額算入見込額の割合は72%に対し、類似都市平均は104%)。

したがって、将来負担の軽減のためには、引き続き市債残高の削減を図りつつ、併せて交付税措置の手厚い市債を活用することが必要である。なお、令和5年度における本市の純負担額は28億円と前年度より低下 (充当可能割合:99%) しており、将来負担額と充当可能財源等のバランスが整いつつあると考えられる。

4 総括

(1) 今回の算定結果について

令和5年度の健全化判断比率、資金不足比率は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回った。しかしながら前述したとおり、本市の財政状況は着実に改善してきているものの、実質公債費比率と将来負担比率については、類似都市と比べると未だ劣っている。

(2) 令和5年度の状況

一般会計等の実質収支額は23億9百万円で、**実質赤字比率**は「－」（黒字）となっている。これは当初予算より普通交付税が25億円上振れしたことなどによるものである。また、当初予定していた行政改革推進債の早期償還0.7億円に加え、収支剰余が見込まれたことから借換予定であったその他の市債7億円についても早期償還を行い、さらに臨時財政対策債14億円分の発行抑制を行っている。

次に、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額は前年度に比べ、介護保険事業費会計で32百万円改善した一方、国民健康保険事業費会計が3億20百万円悪化したことなどにより、3億4百万円減の7億95百万円となった。

法適用公営企業4会計（水道事業、工業用水道事業、下水道事業及びモーターボート競走事業）の決算は全て黒字を計上し、また資金剰余額合計は479億77百万円と良好な状況にある。

その結果、連結実質収支額は、前年度より14億26百万円増の511億91百万円となり、**連結実質赤字比率**は「－」（黒字）となっている。

実質公債費比率（3か年平均）は平成29年度以降低下（改善）し続けており、令和5年度は2年度に比べ公共用地先行取得事業費会計に係る市債の元利償還額が減となったことなどから、前年度の8.5%から8.1%へと更に低下（改善）した。ただし、単年度で見ると8.6%で前年度8.2%から上昇（悪化）しており、令和4年度に引き続きの上昇となる。なお、令和4年度決算で類似都市と比較すると未だ最下位の位置にあり、類似都市平均と6.2ポイントの差がある。

将来負担比率は、市債発行額のコントロールや積極的な早期償還の実施などにより将来負担額は減少し、またモーターボート競走事業等からの収益事業収入42億円を基金へ積立てたことなどにより充当可能財源等が増となったことなどから2.8%と、前年度から16.7ポイント低下（改善）した。なお、令和4年度決算で類似都市と比較すると未だ最下位の位置にあり、類似都市平均と57.3ポイントの差がある。

(3) まとめ

本市の健全化判断比率は、これまでの財政健全化の取組の中で、市債発行額を元金償還額以内とすることや収支剰余等を活用して積極的に早期償還を行うなど市債残高の削減を進めた結果、着実に改善してきている。しかしながら、類似都市と比較すると依然として劣後している。

実質公債費比率は平成 28 年度 (13.9%) をピークに低下 (改善) し続け、令和 5 年度は 8.1% となったが、単年度で見ると前年度から 0.4 ポイント上昇 (悪化) し、2 年連続の上昇となる。また、将来負担比率 (2.8%) は健全化判断比率の算定開始年度である平成 19 年度 (217.2%) 以降、低下 (改善) している。

このように実質公債費比率、将来負担比率ともに類似都市と比較すると依然として劣後しているものの着実に改善を続けている。一方で、実質公債費比率を単年度で見ると 2 年連続で悪化している。

今後予定している次期焼却施設の整備などの大規模投資や尼崎市公共施設マネジメント基本方針に基づく取組などの投資的事業の実施にあたっては、公債費を適切にコントロールするとともに将来負担を見据えた財政運営に努める必要がある。

<参 考 资 料>

1 健全化判断比率及び資金不足比率の算定式（総務省・地方公共団体財政健全化法関係資料等から抜粋）

(1) 健全化判断比率の算定式

ア 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)
- ・ 繰上充用額 = 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
= 形式赤字 + (継続費の通次繰越額 + 繰越明許費繰越額 + 事故繰越額 - 未収入特定財源)
- ・ 支払繰延額 = 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・ 事業繰越額 = 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

(単位：千円・%・ポイント)

会計名	令和3年度	令和4年度 ①	令和5年度 ②	増減 ②-①
一般会計	3,044,418	2,820,412	2,310,297	△ 510,115
育英事業費会計	—	22	—	△ 22
公共用地先行取得事業費会計	△ 178,820	△ 498,924	912	499,836
公害病認定患者救済事業費会計	—	1,066	1,200	134
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会計	△ 7,307	△ 8,048	△ 3,580	4,468
青少年健全育成事業費会計	994	—		
一般会計等実質収支額	2,859,285	2,314,528	2,308,829	△ 5,699
標準財政規模	107,477,795	104,976,508	107,016,234	2,039,726
実質赤字比率	— (△ 2.66)	— (△ 2.20)	— (△ 2.15)	— (0.05)

注1：一般会計等の相互間の重複額を控除した実質収支額を計上している。

2：青少年健全育成事業費会計は令和4年度末で廃止している。

イ 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

（単位：千円・％・ポイント）

会 計 名		令和3年度	令和4年度 ①	令和5年度 ②	増 減 ②-①	
一 般 会 計 等		2,859,285	2,314,528	2,308,829	△ 5,699	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業費会計	231,152	354,442	34,088	△ 320,354	
	介護保険事業費会計	1,043,585	519,981	551,603	31,622	
	後期高齢者医療事業費会計	75,038	224,261	209,243	△ 15,018	
実 質 収 支 額 A		4,209,060	3,413,212	3,103,763	△ 309,449	
公営企業会計	法適用企業	水道事業会計	8,637,334	9,045,286	9,150,849	105,563
		工業用水道事業会計	8,067,684	8,418,564	8,625,441	206,877
		下水道事業会計	14,582,177	17,426,642	18,947,499	1,520,857
		モーターボート競走事業会計	9,348,929	11,325,552	11,253,189	△ 72,363
	法非適用企業	地方卸売市場事業費会計	124,839	135,387	109,914	△ 25,473
資 金 剰 余 額 B		40,760,963	46,351,431	48,086,892	1,735,461	
連 結 実 質 収 支 A+B		44,970,023	49,764,643	51,190,655	1,426,012	
標 準 財 政 規 模 C		107,477,795	104,976,508	107,016,234	2,039,726	
連 結 実 質 赤 字 比 率 (A + B) / C × 1 0 0		-	-	-	-	
		(△ 41.84)	(△ 47.40)	(△ 47.83)	(△ 0.43)	

ウ 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{算入公債費等})}{(\text{3か年平均}) \quad \text{標準財政規模} - \text{算入公債費等}}$$

- 準元利償還金：イからホまでの合計額
- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子
- 算入公債費等：元利償還金・準元利償還金のうち基準財政需要額に算入された額

(単位：千円・%)

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地方債の元利償還金 A	24,019,024	23,016,028	22,125,426	22,379,595	22,473,566
準元利償還金 B	3,521,948	3,106,221	2,902,680	2,864,216	2,400,295
満期一括償還地方債の年度割相当額	10,000	6,667	3,333	-	-
公営企業債の償還に対する繰出金	3,233,807	2,849,811	2,661,340	2,622,079	2,190,570
一部事務組合等の償還金に対する負担金等	20,966	19,495	7,783	11,854	935
公債費に準ずる債務負担行為に係る支出額	257,170	230,217	230,217	230,217	208,674
一時借入金の利子	5	31	7	66	116
特定財源 C	5,708,369	5,765,419	6,041,485	6,038,026	5,681,828
算入公債費等 D	11,408,193	11,453,967	11,677,549	11,542,190	10,911,220
標準財政規模 E	100,574,335	101,766,110	107,477,795	104,976,508	107,016,234
A + B	27,540,972	26,122,249	25,028,106	25,243,811	24,873,861
C + D	17,116,562	17,219,386	17,719,034	17,580,216	16,593,048
(A + B) - (C + D)	10,424,410	8,902,863	7,309,072	7,663,595	8,280,813
E - D	89,166,142	90,312,143	95,800,246	93,434,318	96,105,014
実質公債費比率（単年度） $\frac{(A + B) - (C + D)}{(E - D)} \times 100$	11.6	9.8	7.6	8.2	8.6
実質公債費比率（3か年平均）	12.1		8.5	8.1	

エ 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \left[\begin{array}{l} \text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} \\ + \text{基準財政需要額算入見込額} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等}}$$

- 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金
- 基準財政需要額算入見込額：地方債現在高等の償還金として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額
- 算入公債費等：元利償還金・準元利償還金のうち基準財政需要額に算入された額

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	令和3年度	令和4年度 ①	令和5年度 ②	増 減 ②-①
将来負担額 A	258,854,797	241,404,135	224,603,405	△ 16,800,730
地方債の現在高	210,603,691	193,639,193	177,387,940	△ 16,251,253
債務負担行為に基づく支出予定額	1,495,254	1,179,117	885,391	△ 293,726
公営企業債等繰入見込額	27,766,953	27,678,474	26,874,832	△ 803,642
組合負担等見込額	22,921	11,427	10,038	△ 1,389
退職手当負担見込額	18,784,090	18,724,837	19,284,918	560,081
設立法人の負債額等負担見込額	181,888	171,087	160,286	△ 10,801
充当可能財源等 B	224,024,359	223,120,251	221,833,399	△ 1,286,852
充当可能基金	41,909,440	48,922,275	55,745,182	6,822,907
充当可能特定歳入	39,711,895	35,157,001	31,348,783	△ 3,808,218
基準財政需要額算入見込額	142,403,024	139,040,975	134,739,434	△ 4,301,541
A - B	34,830,438	18,283,884	2,770,006	△ 15,513,878
標準財政規模 C	107,477,795	104,976,508	107,016,234	2,039,726
算入公債費等 D	11,677,549	11,542,190	10,911,220	△ 630,970
C - D	95,800,246	93,434,318	96,105,014	2,670,696
将来負担比率 (A - B) / (C - D) × 100	36.3	19.5	2.8	△ 16.7

〔地方債の現在高の内訳〕

(単位：千円)

区 分		令和3年度	令和4年度 ①	令和5年度 ②	増 減 ②－①	
一般会計	普通債	教 育	35,043,056	31,078,888	27,434,095	△ 3,644,793
		土 木	32,059,864	28,938,636	25,824,742	△ 3,113,894
		市 営 住 宅	15,843,735	14,522,665	14,112,901	△ 409,764
		その他の普通債	33,649,256	31,395,810	29,361,030	△ 2,034,780
		小 計	116,595,911	105,935,999	96,732,768	△ 9,203,231
	災 害 復 旧 債	337,603	295,222	252,038	△ 43,184	
	その他	臨 時 財 政 対 策 債	90,123,621	84,715,034	78,194,713	△ 6,520,321
		退 職 手 当 債	128,512	—	—	—
		その他減収補てん債等	3,095,763	2,559,393	2,074,878	△ 484,515
		小 計	93,347,896	87,274,428	80,269,591	△ 7,004,837
公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 費		197,782	—	—	—	
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費		124,500	133,544	133,544	0	
合 計		210,603,691	193,639,192	177,387,940	△ 16,251,252	

〔公営企業債等繰入見込額の内訳〕

(単位：千円)

特 別 会 計 名	令和3年度	令和4年度 ①	令和5年度 ②	増 減 ②－①
水 道 事 業 会 計	11,874	337,513	347,958	10,445
下 水 道 事 業 会 計	27,755,079	27,340,961	26,526,874	△ 814,087
合 計	27,766,953	27,678,474	26,874,832	△ 803,642

〔設立法人の負債額等負担見込額の内訳〕

(単位：千円)

法 人 名	令和3年度	令和4年度 ①	令和5年度 ②	増 減 ②－①
阪 神 福 祉 事 業 団	181,888	171,087	160,286	△ 10,801

(2) 資金不足比率の算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

ア 法適用企業

- 資金の不足額 = (流動負債－控除企業債等－控除未払金等) + 算入地方債の
現在高－(流動資産－控除財源)－解消可能資金不足額
- ・ 算入地方債の現在高：建設改良費等以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額
 - ・ 控除財源：当該年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、翌年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、当該年度に収入された部分に相当する額
 - ・ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額（資金不足であれば算入）
- 事業の規模 = 営業収益の額－受託工事収益の額

水道事業会計

(単位：千円・%・ポイント)

項目	令和3年度	令和4年度 ①	令和5年度 ②	増減 ②－①
流動負債	2,175,221	2,122,719	2,659,812	537,093
控除企業債等	936,322	939,828	944,152	4,324
控除未払金等	—	—	—	—
算入地方債現在高	—	—	—	—
流動資産	9,876,233	10,228,177	10,866,509	638,332
控除財源	—	—	—	—
資金の剰余額	8,637,334	9,045,286	9,150,849	105,563
事業の規模	8,820,756	8,009,664	8,656,546	646,882
資金不足比率	— (△ 97.9)	— (△ 112.9)	— (△ 105.7)	— (7.2)

工業用水道事業会計

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	令和3年度	令和4年度 ①	令和5年度 ②	増 減 ②-①
流 動 負 債	396,373	348,976	380,505	31,529
控 除 企 業 債 等	—	—	—	—
控 除 未 払 金 等	—	—	—	—
算入地方債現在高	—	—	—	—
流 動 資 産	8,464,057	8,767,540	9,005,946	238,406
控 除 財 源	—	—	—	—
資 金 の 剰 余 額	8,067,684	8,418,564	8,625,441	206,877
事 業 の 規 模	1,354,355	1,421,316	1,401,705	△ 19,611
資 金 不 足 比 率	— (△ 595.6)	— (△ 592.3)	— (△ 615.3)	— (△ 23.0)

下水道事業会計

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	令和3年度	令和4年度 ①	令和5年度 ②	増 減 ②-①
流 動 負 債	5,410,568	6,048,281	4,724,920	△ 1,323,361
控 除 企 業 債 等	2,155,018	1,845,087	1,703,104	△ 141,983
控 除 未 払 金 等	—	—	—	—
算入地方債現在高	—	—	—	—
流 動 資 産	17,837,727	21,629,836	21,969,315	339,479
控 除 財 源	—	—	—	—
資 金 の 剰 余 額	14,582,177	17,426,642	18,947,499	1,520,857
事 業 の 規 模	9,738,523	9,274,766	9,875,538	600,772
資 金 不 足 比 率	— (△ 149.7)	— (△ 187.8)	— (△ 191.8)	— (△ 4.0)

モーターボート競走事業会計

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	令和3年度	令和4年度 ①	令和5年度 ②	増 減 ②-①
流 動 負 債	3,575,630	1,704,221	2,206,493	502,272
控 除 企 業 債 等	—	—	—	—
控 除 未 払 金 等	—	—	—	—
算入地方債現在高	—	—	—	—
流 動 資 産	12,924,559	13,029,773	13,459,682	429,909
控 除 財 源	—	—	—	—
資 金 の 剰 余 額	9,348,929	11,325,552	11,253,189	△ 72,363
事 業 の 規 模	58,260,194	68,586,114	60,646,742	△ 7,939,372
資 金 不 足 比 率	— (△ 16.0)	— (△ 16.5)	— (△ 18.5)	— (△ 2.0)

イ 法非適用企業

- 資金の不足額 = 歳出額 + 算入地方債の現在高 - (歳入額 - 翌年度に繰り越すべき財源) - (解消可能資金不足額)
- 事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

地方卸売市場事業費会計

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	令和3年度	令和4年度 ①	令和5年度 ②	増 減 ②-①
歳 出 額	281,739	310,564	316,539	5,975
算入地方債現在高	—	—	—	—
歳 入 額	406,578	445,951	426,453	△ 19,498
翌年度繰越財源	—	—	—	—
資金の剰余額	124,839	135,387	109,914	△ 25,473
事業の規模	247,088	288,304	261,159	△ 27,145
資金不足比率	— (△ 50.5)	— (△ 46.9)	— (△ 42.1)	— (4.8)

2 類似都市の財政指標等

(1) 財政指標等（令和4年度決算数値）

（単位：人・km²・%・百万円）

区 分	尼崎市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市	東大阪市	姫路市	西宮市	
人口（2年国勢調査）	459,593	401,558	385,567	352,698	397,289	493,940	530,495	485,587	
面積	50.71	36.39	36.09	105.29	65.12	61.78	534.56	99.96	
健全化判断比率	実質赤字比率	△ 2.20	△ 6.73	△ 1.75	△ 1.41	△ 3.07	△ 3.61	△ 4.65	△ 0.51
	連結実質赤字比率	△ 47.40	△ 29.74	△ 16.92	△ 19.37	△ 26.77	△ 18.62	△ 19.92	△ 12.24
	実質公債費比率	8.5	2.5	△ 0.3	△ 1.3	0.6	6.9	3.2	4.5
	将来負担比率	19.5	△ 20.3	△ 38.8	△ 145.1	△ 33.5	△ 37.6	11.6	△ 0.6
財政力指数	0.82	0.87	0.96	0.78	0.77	0.74	0.87	0.94	
経常収支比率	97.0	92.5	95.6	90.7	95.3	93.3	87.4	96.6	
一般会計等歳出総額	224,300	179,344	156,309	145,041	160,425	227,453	230,313	200,150	
標準財政規模	104,977	89,907	78,624	72,964	81,084	113,099	124,018	101,590	
地方税収入	82,598	71,686	70,540	51,411	57,913	79,506	99,074	91,170	
地方交付税収入	15,659	10,427	2,968	14,341	16,075	24,297	15,360	5,121	
地方債収入	7,201	9,563	7,580	4,313	10,299	10,709	5,659	9,445	
うち臨時財政対策債	2,018	3,444	1,000	1,000	3,265	4,547	4,538	1,917	
人件費	29,497	27,551	26,406	20,826	20,356	26,924	35,504	37,338	
扶助費	85,123	62,915	50,138	44,291	51,135	85,251	64,269	61,899	
公債費	23,897	9,179	6,521	8,158	11,440	19,595	23,223	14,398	
うち元金償還額	23,131	8,937	6,218	8,079	11,091	19,144	22,307	13,816	
投資的経費	13,223	15,585	17,077	13,653	16,780	13,091	24,594	15,723	
うち単独事業	8,766	9,769	10,813	6,876	4,576	9,570	12,229	11,772	
一般会計等地方債現在高	193,639	90,628	73,283	42,219	112,893	174,026	193,596	133,801	
標準財政規模で規模補正した地方債現在高	193,639	105,819	97,845	60,743	146,159	161,528	163,872	138,262	
充当可能基金	48,922	31,110	39,794	45,373	40,626	46,431	62,935	43,806	
一般職員等	2,876	2,406	2,570	2,068	2,099	2,765	3,686	3,287	

注1：総務省ホームページ、「決算カード」及び各類似都市への照会により作成した。

2：一般職員等の数は、総務省の令和4年度財政状況資料集により作成した。

(2) 将来負担額等（令和4年度決算数値）

（単位：％・百万円）

都 市 名	将来負担比率	標準財政規模	将来負担額	充 当 可 能 財 源 等	純 負 担 額	市民1人当たり 純負担額（千円）
尼 崎 市	19.5	104,977	241,404	233,120	18,284	40
豊 中 市	△ 20.3	89,907	144,898	161,534	△ 16,635	△ 41
吹 田 市	△ 38.8	78,624	106,809	134,918	△ 28,109	△ 73
高 槻 市	△ 145.1	72,964	64,322	158,566	△ 94,244	△ 267
枚 方 市	△ 33.5	81,084	157,224	181,110	△ 23,887	△ 60
東大阪市	△ 37.6	113,099	276,894	313,699	△ 36,804	△ 75
姫 路 市	11.6	124,018	283,327	270,852	12,475	24
西 宮 市	△ 0.6	101,590	192,252	192,873	△ 621	△ 1

(3) 健全化判断比率等の推移（規模補正後の類似都市平均との比較）

（単位：％・百万円）

項目	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (尼崎市のみ)
	区分				
実質赤字比率	尼崎市	△ 0.44	△ 2.66	△ 2.20	△ 2.15
	類似都市	△ 2.80	△ 4.02	△ 3.10	
一般会計等実質収支額	尼崎市	458	2,859	2,315	2,309
	類似都市	2,858	4,323	3,262	
連結実質赤字比率	尼崎市	△ 39.36	△ 41.84	△ 47.40	△ 47.83
	類似都市	△ 18.67	△ 20.63	△ 20.51	
連結実質収支額・ 資金剰余額	尼崎市	40,064	44,970	49,765	51,191
	類似都市	19,002	22,180	21,537	
実質公債費比率 (3か年平均)	尼崎市	10.9	9.7	8.5	8.1
	類似都市	1.9	2.1	2.3	
実質公債費比率 (単年度)	尼崎市	9.8	7.6	8.2	8.6
	類似都市	2.5	2.2	2.3	
元利償還金の額 (特定財源控除後)	尼崎市	17,251	16,084	16,342	16,792
	類似都市	9,262	9,458	9,690	
算入公債費等の額	尼崎市	11,454	11,678	11,542	10,911
	類似都市	11,451	11,705	11,661	
将来負担比率	尼崎市	51.4	36.3	19.5	2.8
	類似都市	△ 28.6	△ 32.2	△ 37.8	
将来負担額	尼崎市	273,153	258,855	241,404	224,603
	類似都市	193,428	194,849	186,198	
一般会計等地方債残高	尼崎市	224,923	210,604	193,639	177,388
	類似都市	129,906	130,124	124,890	
充当可能財源等	尼崎市	226,644	224,024	223,120	221,833
	類似都市	219,456	225,959	221,586	
充当可能基金	尼崎市	39,408	41,909	48,922	55,745
	類似都市	41,051	46,849	49,853	
標準財政規模	尼崎市	101,766	107,478	104,977	107,016
	類似都市	91,921	95,982	94,469	

注：各比率及び標準財政規模以外の類似都市の数値は、標準財政規模で規模補正した数値の単純平均値である。

3 用語説明（総務省・地方公共団体財政健全化法関係資料等から抜粋）

(1) 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称である。

地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものである。

(2) 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(3) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(4) 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額[※]に対する比率である。

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

※ 標準財政規模から算入公債費等を控除した額（将来負担比率において同じ。）

(5) 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額[※]に対する比率である。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

(6) 資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業に係る会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(7) 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を

示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債の発行可能額を加算した額である。

(8) 資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。

(9) 早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値である。

(10) 財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値である。

(11) 経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値である。

